

ごみクレーン点検修繕仕様書

北河内4市リサイクル施設組合

本仕様書は、北河内4市リサイクル施設組合（以下「発注者」という。）が令和8年度に発注する「ごみクレーン点検修繕」に係る基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項にあっても、修繕の目的達成のために必要な器具又は、修繕の性質上当然必要と思われる消耗品等については、受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

第1章 基本事項

1. 目的

北河内4市リサイクルプラザに設置しているごみクレーンは、クレーン等安全規則第34条により（年1回）の定期自主検査が義務づけられているため、点検することを目的とする。

2. 件名

ごみクレーン点検修繕

3. 履行場所

大阪府寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

4. 履行期間

（自）契約締結日 （至）令和8年12月25日

当該業務を受注した者（以下「受注者」という。）による修繕作業の実施は、原則として施設稼働日（月曜日から金曜日）とし、令和8年11月30日までに完了するよう努めること。ただし、施設休止日（土曜日及び日曜日）における作業等が必要な場合、受注者は発注者と協議すること。また修繕作業の工程については、発注者と協議のうえ承諾を得ること。

5. 検査及び試験

検査及び試験は発注者の監督のもとに行う。

ただし、発注者が特に認めた場合は、受注者が提示する検査（試験）成績表をもって代えることができる。

また、公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる材料については、検査及び試験を省略する場合がある。

6. 提出書類等

受注者は、本仕様書に基づき、発注者の指示する下記の書類を期日までに提出し、発注者の承認を受け、詳細設計を実施すること。ただし、受注者の特許等に関するものについてはこの限りでない。なお、整備完了後に提出する書類に併せて、内容はすべて電子データ（エクセル、ワード、CAD、PDF等）としてDVD-Rに格納し、ハッピーファイルに入れて提出する報告書の1部に添付すること。

(1) 着手前に提出するもの

- ア 現場代理人等届（監理技術者及び主任技術者届含む）
- イ 着手届
- ウ 経歴書（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
- エ 工程表（日間工程表、全体工程表）
- オ その他監督職員から提出を求められた書類

(2) 作業前に提出するもの

- ア 施工計画書
- イ 下請負者（委任者）通知書
- ウ 主要資材発注先届
- エ 施工体制台帳・体系図（下請契約を締結した場合）
- オ 安全管理体制表
- カ 連絡体制表
- キ 資格者名簿（作業員名簿含む）
- ク 仮設計画（仮設工程がある場合）
- ケ その他監督職員から提出を求められた書類

(3) 作業中に提出するもの

- ア 作業日誌
- イ その他監督職員から提出を求められた書類

(4) 完了後に提出するもの

ア 報告書（完成図書）

種目ごとにインデックス等で整理し、必要に応じて添付する設備機器の完成図面を含み一括で提出すること。また、作業完了後に稼働前の点検及び検査等に測定機器を使用する場合は、必要に応じ検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。

イ 記録写真

写真撮影要領は次のとおりとする。

(ア) 各設備機器の点検作業の工程毎に作業前、作業中及び作業後と、同一の作業が時系列に履行確認できるよう必要に応じておこなうこととし、被写体に作業内容を明記した黒板等が映り込むようにすること。ただし、アルバム整理用ソフト等で作業内容を撮影した写真に対して明確に記入できる場合は、黒板等の映り込みを省略してもよい。

(イ) 部材寸法や機器の可動部のクリアランス値、計器類（圧力計、電流計、絶縁抵抗測定等）の指示値を確認する点検の場合、その数値を拡大撮影し、写真により確認できるようにすること。

(ウ) 修繕の結果、更に是正等の必要がある部分が発覚した場合、その設備機器の箇所の状況が十分に把握できるよう写真撮影を行い、その内容について説明を記載した所見を添付すること。

7. 疑義

本仕様書について設計又は修繕施工中に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議し、その指示に従うものとする。

8. 変更

本仕様書については、原則として変更は認められないものとする。ただし、発注者の指示等により変更する場合は、この限りではない。

9. 正式引渡

検査完了後とする。

10. 保証

修繕に係る保証期間は、正式引渡の日から1か年とする。

ただし、消耗品及びその取替費用は、この限りでない。

11. その他

- (1) 関係法令等を遵守すること。
- (2) 施工に際しては、労働災害の防止・現場管理の方法等について発注者と十分協議し、事故の防止に努めること。
- (3) 既設物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (4) 許認可申請書の手続で、発注者の指示するものについては、受注者の経費負担により代行すること。

第2章 点検修繕内容

1. 機種仕様

別添参考資料及び図面参照

2. ごみクレーン整備

ごみクレーンフォークバケット付定格 0.5 t × 19.1m 天井クレーン

3.0 m³ 電動油圧式ごみクレーン点検整備

3. 各種点検及び調整

厚生労働省の「天井クレーンの定期自主検査指針」に基づく点検を行うこと。

鋼構造部点検、クレーン機上点検、巻上装置関係、走行装置関係、横行装置関係、油圧バケット関係、クレーン機上電気関係、制御盤内点検、走行スパン測定、走行レベル測定、定格たわみ測定、無負荷、過負荷過電流測定、絶縁測定、各部摩擦測定、荷重計調整、インバーター点検及び動作確認

4. 各種取替修理

(1) 巻上ワイヤーロープ	4本
(2) 巻上ワイヤークリップ	8個
(3) 巻取用カーボンブラシ	1個
(4) バケット作動油 300L	発注者が提供する
(5) 巻上減速機オイル 55L	発注者が提供する

上記の各種点検修理および取替修理等にかかるテストウエイトは、荷造り運賃等と合わせて受注者負担とする。